

特定非営利活動法人 20 世紀アーカイブ仙台 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、「特定非営利活動法人 20 世紀アーカイブ仙台」という。(以下、20 世紀アーカイブ仙台という)

(事務所)

第 2 条 20 世紀アーカイブ仙台は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 20 世紀アーカイブ仙台は、民間、一般市民に対して、かつての大正・昭和の先人達が伝えてきた伝統・文化歴史資料を収集すること、そして、それらの作業により、途絶えがちな世代間のコミュニケーションを提供する。熟年の方には、ご自分の思い出が鮮明に蘇る「回想」効果によって、保健、医療又は福祉の増進を図り、次世代を担う子どもたちに対しては、郷土の良さを形に残して伝え、健全育成を図るなどの活動を行う。それらに関する事業を行うことによって古き仙台はどんな姿だったのかを、多くの市民に伝え保存し、過去とのつながりを実感できるようアーカイブ化して後世に残し寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 20 世紀アーカイブ仙台は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第 5 条 20 世紀アーカイブ仙台は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 過去の映像、写真、8mmフィルムなどの資料収集およびアーカイブ化。
- (2) 音、音楽等を活用した健康増進、音楽療法の普及を図る。
- (3) 昔懐かしいわらべ歌、昔話、子どもの遊び等収集し、保存を図る。
- (4) 収集資料の上映会や写真展などの開催、及び市民との交流を図る。
- (5) アーカイブ化に関する人材の育成・支援。
- (6) 東日本大震災を後世に残し、語り継ぐため、資料を収集・保存し活用を図る。
- (7) 歴史、民俗に関する資料の収集、多様な媒体の保存のサポート。
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 20 世紀アーカイブ仙台の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：20 世紀アーカイブ仙台の目的に賛同して入会した個人及び法人
- (2) 賛助会員：20 世紀アーカイブ仙台の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、理事会に諮り半数以上の了解を得なければならない。
ただし、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の余地を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの20世紀アーカイブ仙台の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為を行ったとき。

(会費の不返還)

- 第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

- 第13条 20世紀アーカイブ仙台に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、20世紀アーカイブ仙台を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、20世紀アーカイブ仙台の業

務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 20世紀アーカイブ仙台の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、20世紀アーカイブ仙台の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は20世紀アーカイブ仙台の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 20世紀アーカイブ仙台の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任、解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額

(開催)

第24条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項に記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議に日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会について、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 運営に関する重要事項
- (4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入れ金を除く。第 50 条においても同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 5 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表

決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 20世紀仙台アーカイブ仙台の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 20世紀アーカイブ仙台の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 20世紀アーカイブ仙台の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 20世紀アーカイブ仙台の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 20世紀アーカイブ仙台の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 20世紀アーカイブ仙台の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予備超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は補正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 20 世紀アーカイブ仙台の事業報告書、活動予算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 20 世紀アーカイブ仙台の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 20 世紀アーカイブ仙台が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 20 世紀アーカイブ仙台は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により 20 世紀アーカイブ仙台が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 20 世紀アーカイブ仙台が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののいずれかに譲渡する。譲渡先の選定は総会に諮り議決する。

(合併)

第 54 条 20 世紀アーカイブ仙台が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 20 世紀アーカイブ仙台の公告は、20 世紀アーカイブ仙台の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑 則

(雑則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、20 世紀アーカイブ仙台の成立の日から施行する。
- 2 20 世紀アーカイブ仙台の設立当初の役員は、つぎに掲げる者とする。
理事長 坂本 英紀
副理事長 佐藤 正実
理事 伊藤 豊生
監事 大沼 美貴
- 3 この 20 世紀アーカイブ仙台の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 22 年 4 月 30 日までとし、総会で 5 月 1 日以降の役員を選任する。
- 4 この設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めによるものとする。
- 5 20 世紀アーカイブ仙台の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 6 20 世紀アーカイブ仙台の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条にかかわらず、次に掲げる額とする。
正会員は
 (1) 入会金 3,000 円
 (2) 年会費 1,200 円
賛助会員は
 (1) 入会金 10,000 円
 (2) 年会費 6,000 円

平成 24 年 4 月 13 日 改定

附則

この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。

平成 24 年 12 月 4 日 改定

附則

この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。